

○北方町新庁舎建築設計プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北方町が計画する新庁舎建築に係る設計業務について、技術的に最適な提案者を採用するため、公募型プロポーザル方式の実施に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、プロポーザルとは、建築設計業務の設計者の選定において、当該業務に係る実施体制、実施方針、プロジェクトに対する提案等（設計案を除く。）に関する技術提案書をいう。

(参加資格及び条件)

第3条 公募型プロポーザル方式による設計者の選定(以下「本手続」という。)に参加する者は、次の各号に掲げる基準をすべて満たすものとする。

- (1) 北方町建設工事入札参加資格者名簿の建設関連業務（測量・建設コンサルタント・建築設計に限る。）のみに掲載されている者（プロポーザルの提出期限までに掲載されることが見込まれる者を含む。）であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 北方町建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出時に、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (6) 当該設計業務に配置可能な技術職員を有すること。

2 本手続に参加するための条件は、次のとおりとする。

- (1) 参加表明書等の必要書類を提出すること。
- (2) 設計事務所は、平成15年8月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した延床面積2,000㎡以上の事務所（主用途を事務所とした複合施設を含む。）又は延床面積2,000㎡以上の公共建築物の設計実績を有すること。
- (3) 総括責任者は、平成15年8月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した延床面積2,000㎡以上の事務所（主用途を事務所とした複合施設を

含む。)又は延床面積 2,000 m²以上の公共建築物の設計実績を有すること。
(4) 構造担当主任技術者は、平成 15 年 8 月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した免震構造又は制震構造の建築物の設計実績を有すること。

(公募の公告)

第 4 条 町長は、本手続に参加するために必要な資格、条件及び業務内容その他必要な事項について、町の掲示場への掲示、町のホームページへの掲載等の方法により公告するものとする。

(参加表明書等の提出)

第 5 条 第 3 条に該当する者で、本手続に参加しようとする者は、別に定める参加表明書等を町長に提出するものとする。

(第 1 次審査)

第 6 条 北方町新庁舎建築設計プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、別に定める評価基準等に基づき、提出された参加表明書等の書類審査により、優秀な 10 者程度の参加表明書等を選定し、町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の報告を受けたときは、第 1 次審査に参加した全ての者に対し審査結果を書面により通知するものとする。この場合において、審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受付けないものとする。

(技術提案書の提出)

第 7 条 前条により選定された者で、第 2 次審査に参加しようとする者は、別に定める技術提案書等を町長に提出するものとする。

(第 2 次審査)

第 8 条 審査委員会は、別に定める評価基準等に基づき、提出された技術提案書等の書類審査により、優秀な 3～5 者程度の技術提案書等を選定し、町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の報告を受けたときは、第 2 次審査に参加した全ての者に対し審査結果を書面により通知するものとする。この場合において、審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受付けないものとする。

(公開プレゼンテーション及びヒアリングへの参加)

第 9 条 前条により選定された者で、第 3 次審査に参加しようとする者は、別に定める公開プレゼンテーション及びヒアリングに参加するものとする。

(第 3 次審査)

第 10 条 審査委員会は、前条の規定により公開プレゼンテーション及びヒアリングに参加した者に対し技術提案書等の内容聴取等を行い、協議により最優秀者及び次点者を特定し、町長に報告するものとする。

2 町長は、審査委員会の特定結果に基づき、最優秀者及び次点者を決定するものとする。

3 町長は、前項の決定をしたときは、第3次審査に参加した全ての者に対し審査結果を書面により通知するものとする。この場合において、審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受付けないものとする。

(随意契約に係る見積書の徴収)

第11条 町長は、前条により決定した最優秀者を、当該業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方とするものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書が徴収できない場合は、次点の者を徴収の相手方とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。